

御披露候。猶不存如在候。此旨先爲私得其意可申之由候。恐々謹言。

下間左衛門大夫

(永正十二年) 五月廿日

頼 慶 在判

菱 田 殿

七月廿一日 能登守護畠山義元、鳳至郡總持寺に、同寺領を安堵せしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡

一一七六

諸岳山總持寺領目錄事。右被記置旨事、於末代不可有相違者也。仍狀如件。

永正拾二

七月廿一日

(畠山義元) 修理大夫 在判

七月廿一日。能登守護畠山義元、鳳至郡興德寺に、同寺領三井中村の諸役を免除す。

【龍門寺文書】 鹿島郡

一一七七

三井中村分之内、興德寺領之事、諸役可爲皆免者也。仍爲後日狀如件。

永正十二年七月廿一日

(畠山) 義元 在判

興 德 寺

八月廿八日。畠山義總、遊佐秀盛をして、鳳至郡興德寺に、畠山義元が同寺建立の爲三井中村の地を寄進したることを告げしむ。

【龍門寺文書】 鹿島郡

一一七八

三井中村分之内古坊正力谷長夫錢共ニ、井中村館分之事、爲興德寺御建立、御寄進之由被仰出候。於末代不可有相違之由可有披露候。謹言。

永正十二年

八月廿八日

(畠山) 義總 在判

遊佐孫右衛門尉殿

(畠山義總が義元に代りてこの命を傳へたるものは、既に義元の中風を病みしに因るなるべし。)

八月廿八日。畠山義總、遊佐秀盛をして、鳳至郡總持寺に、畠山義元が櫛北莊諸岡村を拾參ケ

年間寄進したることを告げしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡

一一七九

櫛比之内諸岡村之事、拾參箇年之間、惣持寺に御寄進之由被仰出候。可得其意由可有披露候。謹言。

永正十貳

八月廿八日

(畠山) 義總 在判

遊佐孫右衛門尉殿

八月廿八日。能登守護畠山義元の奉行人隱岐統朝、山城祇園社寶壽院に、その卷數等を贈れるを謝す。

【八坂神社文書】 山城

一一八〇

尙々、態御音信畏入候。連々何様可申承候。

態預音問候。先以承悅之至候。仍屋形に御卷數一枝・五明二本、則致披露候。目出祝著之由、委細御返事被申候。尙

以自私心得可申入旨候。次雖左道候、千足京着被進之候。彌御祈念本望之由可申入之由候。然間此要脚、商人

紙屋右衛門三郎と申候者方へ書状わり符調、御使に上進

永正十二年七月廿一日

(畠山) 義元 在判

興 德 寺

八月廿八日。能登守護畠山義元の奉行人隱岐統朝等、鳳至郡總持寺領諸岡村の年貢錢を定む。

【總持寺文書】 鳳至郡

一一八一

諸岡村之御年貢錢之事 此内こなり物畠年貢川なり不作共

永正十二年

八月廿八日

(畠山) 義總 在判

遊佐孫右衛門尉殿

(畠山義總が義元に代りてこの命を傳へたるものは、既に義元の中風を病みしに因るなるべし。)

八月廿八日。能登守護畠山義元の奉行人隱岐統朝等、鳳至郡總持寺領諸岡村の年貢錢を定む。

以上八拾七貫五百六十六文 此代拾貫文

一、佃米 八石九斗貳升